

会

長　　こんにちは。

日も短くなり、涼しくなってきましたが、まだまだ日中は暑い時もあります。

また、これから収穫の秋を向かえるということで多忙な時期に入ってきます。

体調の管理だけでなく、農作業中の怪我等にも十分注意していただきたいと思います。

では、改めまして只今から、平成30年度第6回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は1番伊藤 正敏委員と2番 酒井 温司委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第17号】

・農地法3条の規定による許可申請 3件

【議案第18号】

・農地法5条の規定による許可申請 2件

(2) 報告案件について

【報告第13号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3件

【報告第14号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 10件

それでは、【議案第17号】 農地法3条の規定による許可申請3件 を議題といたします。

5番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号5をご覧ください。

申請地は、阿原北野____番で登記、現況ともに田で面積は__m²です。

譲渡人を _____ 様、譲受人を _____ 様 とする所有権移転の申請です。

生活資金に充当するため譲りたい _____ 様と 農業経営の規模拡大をしたい _____ 様 からの申請になります。

_____ 様は、田植え機、トラクター、コンバイン、軽トラを1台所有しており、従事日数は120日、経営面積は_____m²、通作距離は平均1km、平均通作時間は5分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は八木委員ですが。

八木委員 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、6番、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号6をご覧ください。

申請地は、阿原角の城____番で登記、現況ともに畑で面積は____m²です。

譲渡人を _____ 様、譲受人を _____ 様 とする所有権移転の申請です。

生活資金に充当するため譲りたい _____ 様と 農業経営の規模拡大をしたい _____ 様 からの申請になります。

_____ 様は、田植え機、トラクター、コンバイン、軽トラを1台所有しており、従事日数は300日、経営面積は_____m²、通作距離は平均1km、平均通作時間は5分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は、八木委員ですが。

八 木 委 員 こちらも問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。
続きまして、7番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、番号7をご覧ください。
申請地は、阿原北野__番で登記、現況ともに田で面積は__㎡、阿原北野__番で登記、現況ともに畑で面積は__㎡です。
譲渡人を _____ 様、譲受人を _____ 様 とする所有権移転の申請です。
生活資金に充当するため譲りたい _____ 様と 農業経営の規模拡大をしたい _____ 様 からの申請になります。
_____ 様は、田植え機、トラクター、コンバイン、軽トラを1台所有しており、従事日数は300日、経営面積は_____㎡、通作距離は平均1km、平均通作時間は5分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。
以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は、八木委員ですが。

八 木 委 員 こちらも問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。
続きまして、【議案第18号】 農地法5条の規定による許可申請2件を議題といたします。
11番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページ、申請番号 11 をご覧ください。

申請地は阿原角の城____で面積は____㎡です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸借の農地転用になります。

申請者は、現在賃貸住宅に夫と子の三人で暮らしていますが、部屋が狭く、将来のことを考えると毎月の賃貸料を建築費の返済金の一部に充てて

一戸建てを持ちたいと考えていました。

申請者夫婦には所有する土地が無く、市街化区域内の土地を買う資力もないため、両親に相談したところ両親所有の土地を分家住宅として利用することに賛成を頂き本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が 10ha 未満であることから、第2種農地となり、運用通知の オ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は、八木委員ですが。

八木委員 特に問題ありません。

他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、12番、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページ、申請番号 12 をご覧ください。

申請地は春日_____番で面積は____㎡です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸借の農地転用になります。

申請者は現在春日_____に夫と子供二人の計4名で生活しております

が、長男が小学校へ就学する前に自己所有となる住宅を建築して落ち着いた生活を築きたいとの考えに至りました。

土地の選定にあたり、自己所有の土地がないため、周辺の農用地区域外の土地を検討しましたが、適当な土地も見つからず両親に相談したところ、申請者の父が所有する本申請地と実家敷地の一部を分家住宅して利用するのに賛同を頂き、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が 10ha 未満であることから、第 2 種農地となり、運用通知の オ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は、早川委員ですが。

早 川 委 員 はい特に問題ございません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第 1 3 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 では、読み上げさせていただきます。

番号 16、春日五反地_____で登記、現況共に田です。

石 川 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 17、西田中本城_____で登記田、現況畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号 18、土田三丁目____で登記、現況共に畑です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
続きまして、【報告第14号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。
番号 62、上条一丁目____で登記、現況共に畑です。

石塚委員 特に問題ありません。

事務局 番号 63、上条一丁目____で登記、現況共に畑です。

石塚委員 こっちも問題ありません。

事務局 番号 64、西枇杷島城並三丁目____で登記田、現況畑です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 65、新清洲一丁目____で登記田、現況雑種地、
新清洲一丁目____で登記畑、現況雑種地です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 66、一場神明前____で登記、現況共に田です。

三宅委員 特に問題ありません。

事務局 番号 67、花水木一丁目____で登記、現況共に畑です。

岩 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 68、西枇杷島古城二丁目____で登記田、現況畑です。

伊 藤 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 69、西枇杷島古城二丁目____で登記、現況共に田です。

伊 藤 委 員 こちらも問題ありません。

事 務 局 番号 70、土田三丁目____で登記、現況共に畑です。

岩 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 71、西枇杷島町小田井一丁目____で登記、現況共に田です。

伊 藤 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については
以上になります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。

事 務 局 特にありません。

会 長 それでは、次回の開催について確認します。
平成 3 0 年 1 0 月 2 5 日、木曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南
館 3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。
以上で平成 3 0 年度第 6 回農業委員会を閉会します。
本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 2 時 5 0 分—

会 長 _____

1 番委員 _____

2 番委員
